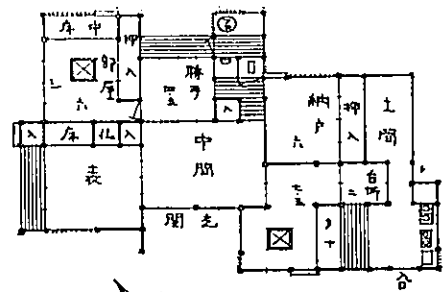
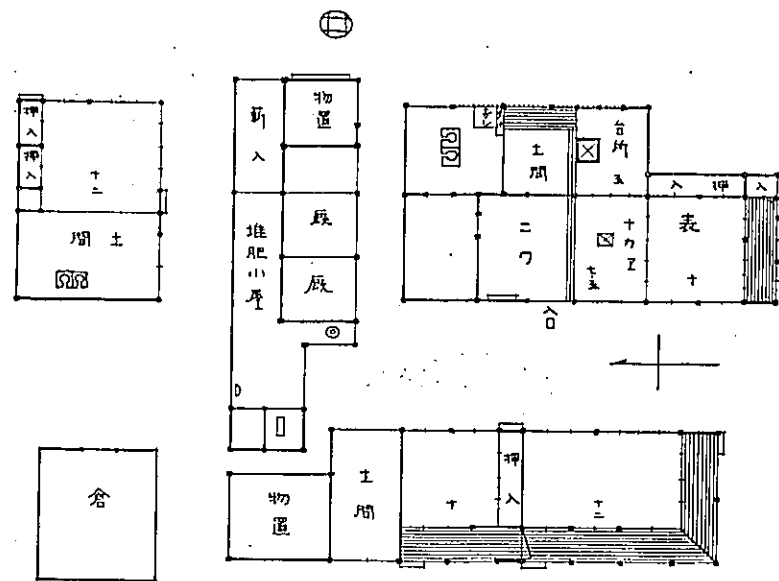


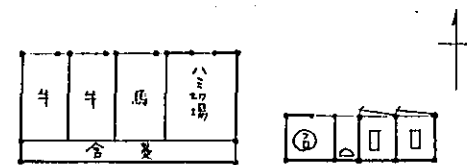
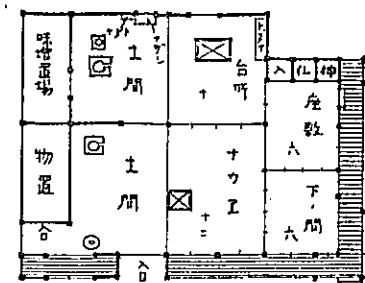
町鍋高郡湯見  
型折曲(四)



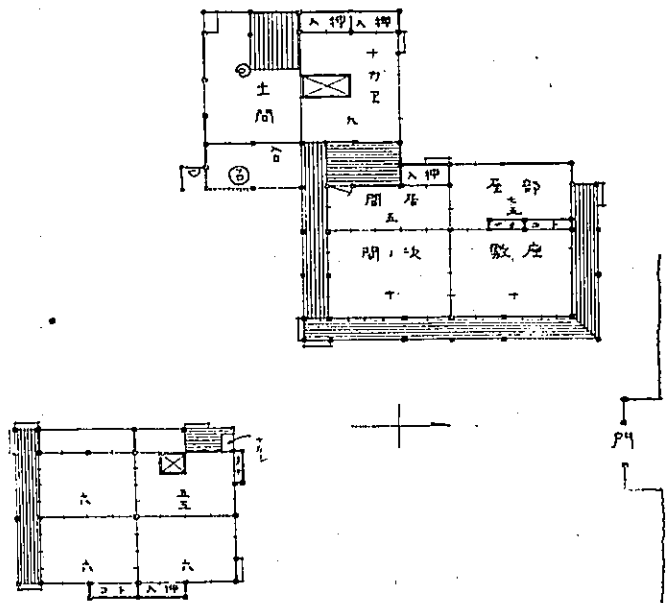
町鍋郡高湯見  
型折曲(五)



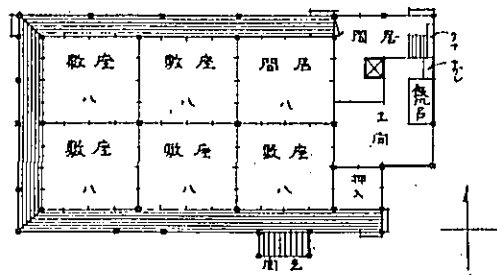
村高宮郡杵白東  
型折曲列併(二)



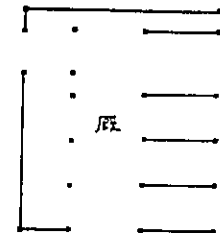
村郷南郡杵白東  
型造喰(三)



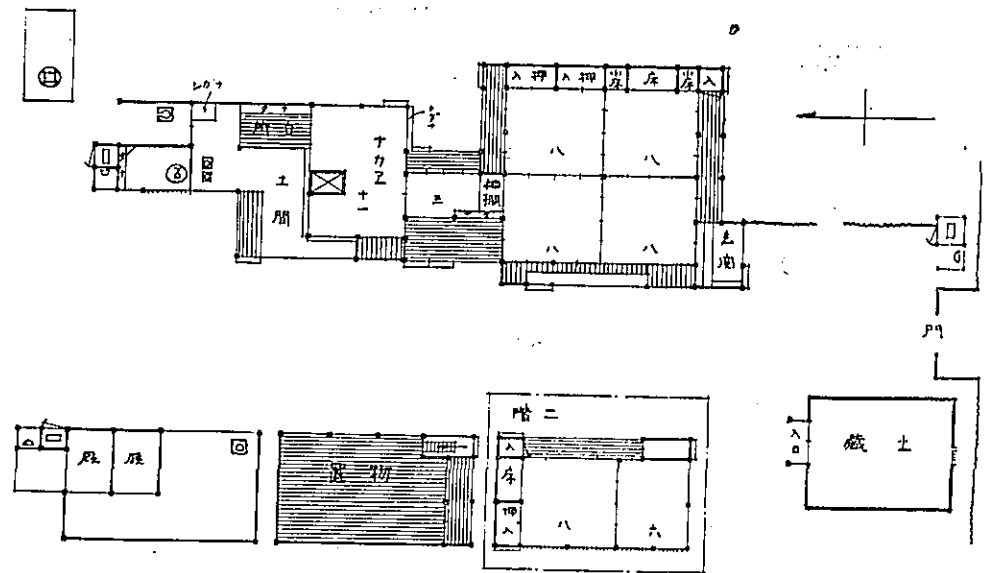
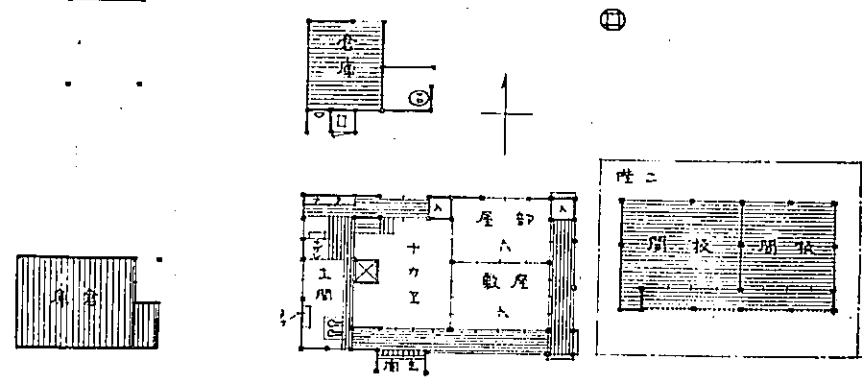
村口之山郡縣諸北  
型整(八)



村田山郡縣諸北  
型整(九)



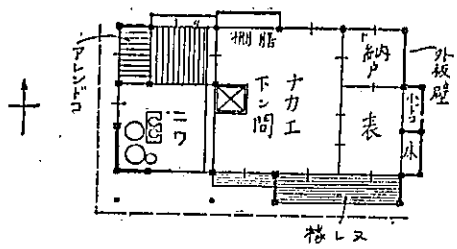
村郷中郡縣諸北  
型原(六)



村城高郡縣諸北  
型整(七)

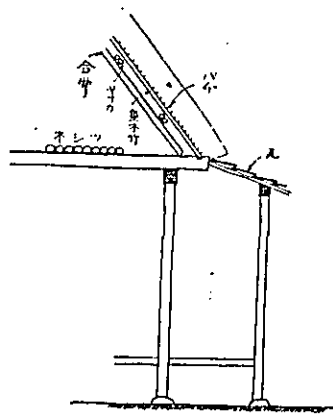
圖版説明

圖版第八、第九 宮崎縣北諸縣郡山之口村、房野作次郎氏の住家で、間取は原型の三室、中央にナカエの広い室があり、その上手に表と納戸がある。ナカエの事を又下間とも云つて居る。ユルリの上座を横座、下座を薪尻、奥の横を茶座と呼んで居る。板の間の下に洗床があり、是を流しに使つて居る。



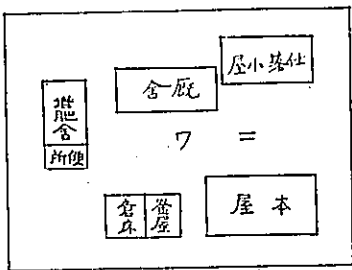
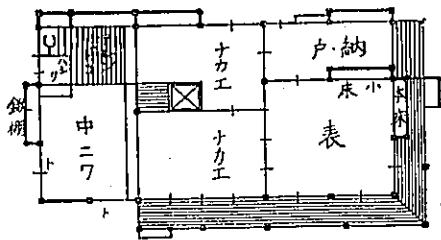
圖版第八は宅地の一部、向ふの棟が本屋、手前が廐である。本屋の向ひに離れがあつて隠居の住居になつて居るが、此の地には此の様な習慣がある。又九州は一般に廐を別棟に建てる習慣があつて、本州の各地に見られる様に本屋内に設ける事をしないが、本縣下には特に大きな廐がある。圖版第九圖はナカエのユルリの附近を寫したもので、主婦は寫眞の様に茶座に居る。その後の壁には一間幅の膳棚が見え、薪尻に突立が立て、あるのが見える。膳棚は上部に戸棚があり、下部に引出しが附いて居る。其の向ふには一間の棚がつて、鍋の類が見える。向ふの三尺の所が洗床になつて居るが、そこには下に底い戸があり、其の上に小さな棚が設けてある。此の室内は小さくても小ぢんまりした落付を持つて居る。

構造の一部を断面圖に示した様に梁が桁よりも前方に突出して、合掌の附根が桁よりも少し外に出て居るのは鹿兒島や熊本と同様である。是は鹿兒島縣肝屬郡の農家で説明するものと同様の構造になつて居る。熊本縣で説明した梁の上に桁を置く所謂折置の構造ではないが、大隅國から此の邊にかけて何れも此の様な構造が多く是を敷桁廻りと稱して居る。大隅國肝屬郡の例では、キヤク



ロと呼ぶ梁が下にあつて、二重梁になつて居るが、此の家は一重梁である。又梁の出鼻の上端に小天井を作つて、本屋の底下を塞ぐものもある。是を背ガヒと呼ぶ。この名稱は全國至る所に散在して居るもので、庇の小天井を普通セガヒと云ふ。此の家は前に瓦の庇が附いて居るが、是を尾垂と呼んで居る。尾垂が無くて本屋根の茅葺の垂れた作りを此の地方でサシガメ造りと呼んで居る。屋根裏をツシと云ひ、梁の上にツシ木が渡してある。

圖版第十、第十一 此の家は前圖版の房野氏の近くの家であるが、ナカエが前後に仕切つてある爲に喰違ひの間取の形になつて居るが、全體としては殆んど變りない。



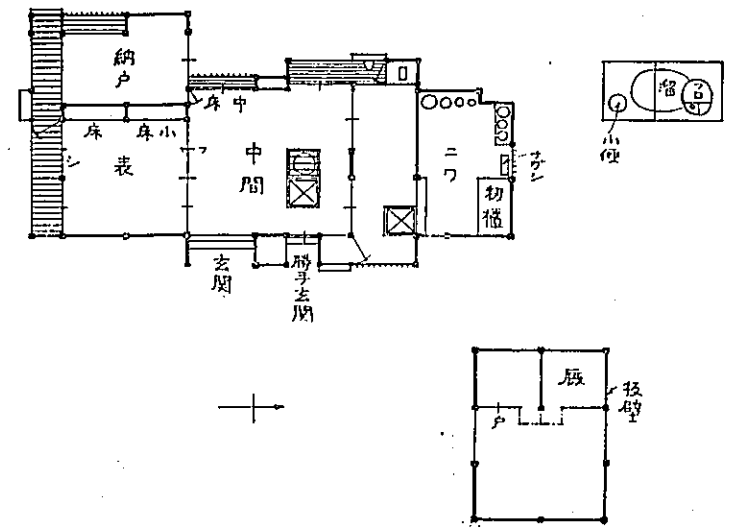
宅地内には本屋、釜屋、倉床、仕落し小屋、廐、堆肥舎等がニワを圍んで配置されて居る、圖版第十の上圖は右手の手前が仕落し小屋で是は作業場である。その奥に廐があり、一番向ふに見えるのが堆肥舎で、此處に便所が附いて居る。本屋の隣りに釜屋があるが、是は他には少ない例である。同下圖は本屋の背面を寫したものである。是は光線の關係上前面が撮れなかつたので、背面を寫したのであるが、此の地方の外壁は圖の如く凡て縦の羽目板になつて土を使用しない。

圖版第十一下圖は中ニワの内部で、右の方に洗床の板の間の端が見え、中央の一段低い所が石造りのハンリになつて居る。その向ふの壁には棚が見える。左の壁には奥に水を運び入れる戸があり、其の下に水甕がある。九州では水甕の事をハンツ又はハンドと云つて居る。手前には深さ一尺五寸程の棚があり下部には甕の類を置き、上半はクワ棚になつて畑仕事の道具が並べてある。是等雜然とした中にも甕や桶や籠類が趣を見せて居る。此の家には中ニワに

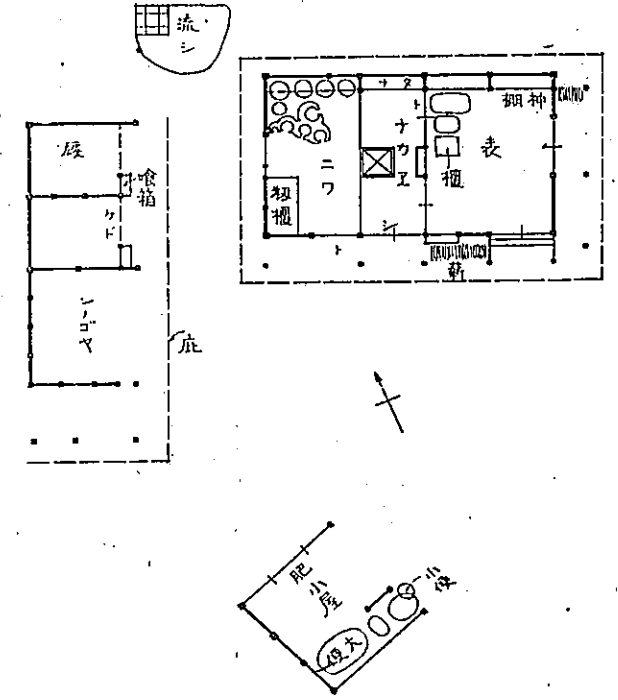
窓がない。竈は釜屋の方に離れて附いて居る。是れも南島系の一つの現れであると思われ様。同上圖は中ニワから納戸の方を向いてナカエの上部を見上げたもので、二重梁の構造を示したものである。是は下梁が曲つて居るので曲り作りとも云つて居る。

**圖版第十二、第十三及第十四** 兒湯郡の間取は概観で述べた様に併列曲折の鍵屋になつて居る事を述べたが、此處に擧げたものは宮崎縣兒湯郡高鍋町、黒木春雄氏の宅であつて、最も單純な鍵屋の例である。此の附近の家は何れも東又は西向きになつて居て、表の椽は南側に付き、北側に炊事のニワが附いて居る。此の方向は熊本縣球磨郡のものと同つて居る點であらう。中央中間に玄關があり、その右の方に三尺幅の勝手玄關があるが、是れは一般には無いものが多い。左の表の間には床と小床があり、中間にも中床があるものが此の地方には多い。此の家の中床は裏が格子になつて居る。中間のユルリは一疊敷の大きさがあり、その半分は板を覆ふてあつて、其の上にはハンズ籠を置き水を防火用と、茶用に供する様になつて居る。中間の下手に細長い室があつて次に炊事用のニワがある。

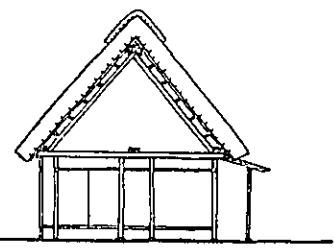
**圖版第十二**は其の東側の前面の圖で、眞壁が軒下に少し見えるが、その下は全部縦の下見板を張つてある。入口と其の向ふの室のサマ(格子)の部分は瓦の屋根が差掛けになつて居る。**圖版第十四**は此の家とよく似た間取の家で本屋と厩との外觀をよく是によつて知る事が出来る。**圖版第十三**の上圖は黒木氏宅を両側の裏から見たもので、納戸が鍵になつて居る事が明らかに判る。左の方の低い



瓦の棟は風呂と便所で、風呂の排水を大きな溜に入れる様にして居る。本屋の前面には藁葺板壁の厩と仕事場がある。同下圖はニワの内部を示す。右の手に見えるのは榎櫃でその向ふに立流しの端と竈が並んで居るのが見える。



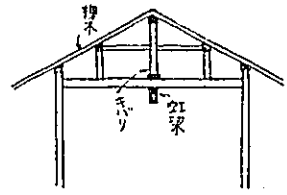
**圖版第十五、第十六、第十七** 宮崎縣東臼杵郡高町山本房三氏の宅で、縣下の概観の第一圖に示したものと同様の間取である。圖版第十五は全景で右が本屋、正面に見えるのが牧農小舎で何れも四注屋根、本屋の棟には抑えの「猫」が見える。左端に一寸見えるのが肥小屋でその一隅に大小便所がある。第十六圖上圖は本屋の正面、下圖は表の間の正面を見た所で、右の一間の床の間の様な所は神棚になつて居て、左側は上に佛壇と下に作り付けの戸棚がある。その左には戸の前に櫃と布團とが置いてある。



その下に見えるのは疊を積み重ねたので、夏期は彼様に疊を上げて板間に藁の類を敷いてある。右の手に見えるのは米俵である。圖版第十七はナカエの前方よりその一部とニワの奥の方を見たもので、ナカエには藁が敷いてあり、ユルリは夏期は蓋がしてある。その奥には棚がありその下には戸棚や膳等が置いてある。左のニワには竈が不規則に並んでおり、後の壁は土を塗つた眞壁で、その前に味噌桶などが並んでおり、その上には棚が見える。

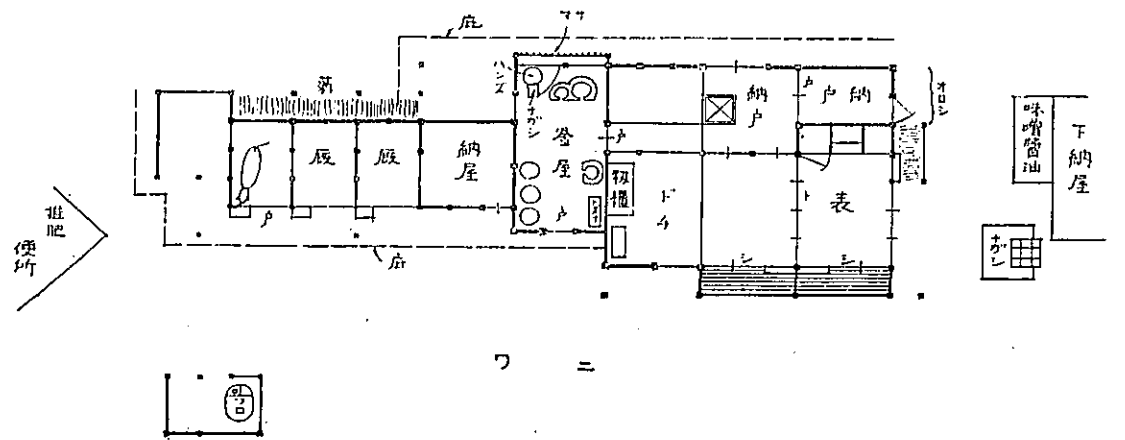
後の壁は中央に見える柱より一尺五寸程外側にあり、表の間の方迄も同じ構造になつて居る。断面圖に見る様に柱、梁、桁の取付は折置の構造になつて居り、梁の中央の所に牛(梁)が通つて居る。此のニワには流しが無く、外に井戸と洗場がある。

圖版第十八 此の家は富高町石川淺吉宅で、瓦葺二階建てで二階は土藏造りの大壁漆喰塗になつて居る。屋根の小屋組を見ると上圖の様



柱の頭よりも少し下つて居るが是は他所ではあまり見ない構造である。和歌山縣名賀郡あたりでは物置に此の構造を使つており、是を差梁と呼んでゐる。間取を見ると整形の形をしてゐるが後の納戸の方はオロシになつており、前の一列が本屋の梁間になつて居るのである。従つて是は併列の間取から發達

したものとする事も出来様と思ふ。本屋の向ふに平屋建の納屋と厩が見える。その間に釜屋があり本屋とは殆ど壁で遮断されて居る。宅地内は左端に堆肥小屋と便所があり、厩の前にフ、ロ、本屋の右の方に下納屋と井戸に流し場がある。



## 鹿兒島縣

## 縣下の概観

鹿兒島縣は是を概観すれば南島系に屬するものであるが、是を今少しく地方的に見ると、鹿兒島灣を抱く兩腕の形をした東の薩摩半島の部分と、西の大隅半島の部分から北に熊本縣に接する出水郡に至る大隅國の部分と此の兩國で多少の特徴を認めることが出来るであらう。

東の半島の肝屬郡の農家は何れも單純な一室又は三室の原始的な家屋が多い(第一圖、第二圖參照)。此の形式は爐のある八疊位の一室とその一方に狭い土間があつて、土間の突き當りに一坪位の狭い板間があり、此處に竈と流しを取つてあるものが多い。此の地方は隱居と戸主とが同居せぬ習慣があるので、穩居部屋は近くに別棟に建てる。其他隱、風呂、便所などが敷地内に散在する形式を取つてゐる(第一圖參照)。此の風習は四國の南の方にも見られる所であるが、中部地方以北に見らるゝ様に、親子夫婦多數の大家族が一棟の内に住むと云ふ様な風は見られぬ。

此の様な原始的の間取を他の型式と區別する爲めに以後原型と呼ぶ事にする。三室の原型のものは第二圖にも見らるゝ通り上手に小さな座敷とその後に部屋が取つてあり、その下手には爐のある廣い居間が取つてある。座敷は表と云ふ所も多い、部屋は小座又は納戸とも云つてゐる。居間を横座とも呼んでゐる。その居間の横か後の方に板間が突出しており、流しが取つてある。

此形式は肝屬郡に次いで薩摩郡及び熊毛郡種子島にもかなりある。然し種子島には整型  $10 \times 10$  の四室の間取の下手に更に廣い板の間とその前に土間のある型式(第四圖)が大多數を占めてゐる。是れに次いで第五圖に示す様に間敷は前と同じであるが奥行の仕切が喰違つておる間取が多く見られる。此型式を喰違  $10 \times 10$  として現すことにする。此喰違の型式は四間取の狭い住家を少しでも廣く使ふとする時對角の勝手と座敷の二室を廣くして、残りの二室を狭くし、廣い室を作らうとする爲に出來たものであつて中國地方にも是と同じ型式のものを見る事が出来るのである。

板の間には必ず竈があり、座敷の床、神棚は横の外壁に着いてゐる。以上は主として薩摩の方であるが、西の半島から北にかけて大隅國の地方は特に住居と炊事の部分が別棟になつてゐるものが多く見られる。多くの場合此の二棟は板の間の廊下で連結し、兩屋根の谷間に當る所には大きな樋をかけてあつて、外觀からも是を見る事が出来る。此の形式が沖繩縣のものと同じ系統である事は已に九州の概観のところでも説明した通りであるが、此の附近に見られるものは何れも住家の方は立派な整形をなしてゐて、第六、第七、第八圖に示す通り  $10 \times 10$  の様な規則正しい形をなしてゐる。是に接続する勝手部分は少しく建物の前面を後退して内に廣い室を取り、爐を切り炊事用の庭と板の間が附屬してゐる。

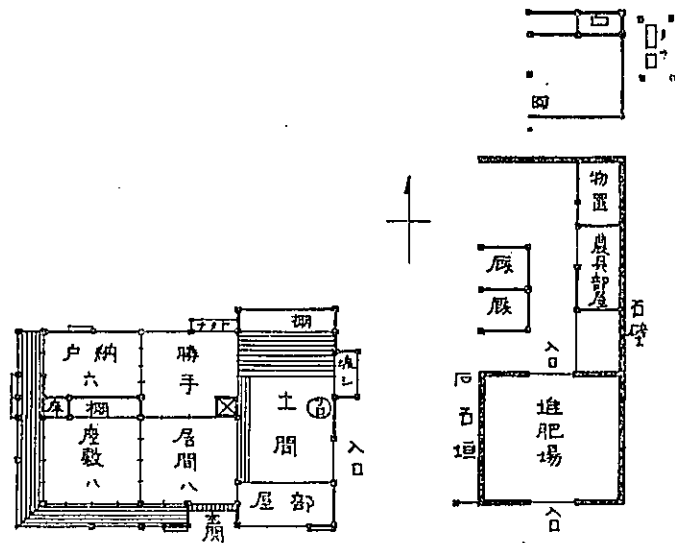
この地方に特に此の様な立派な形式が發達した理由は、徳川時代に百姓武士を養成した事がその一つの原因となつてゐる様に思はれる、従つて間取の上に書院造りの影響が現はれてゐる様に思はれる。

例へば第六圖に見られる様に座敷の方の建物は殆んど接客本位の間取を以て周圍に廻り縁を廻し、座敷の奥に書院を取り、下手に玄關を設けてある。又居間の方の一棟は住居を主とした間取になつてゐて、板の間の廊下で接続してゐる如きは何となく書院造りの影響を認める事が出来ると思ふ。其他第七圖、第八圖に於ても是と同様である。

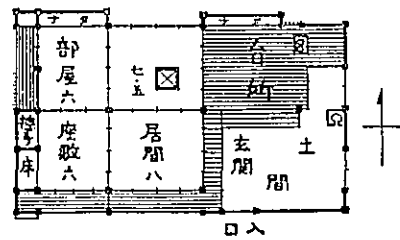
臺所をこの地方ではナカエと呼んでゐる。肝屬郡及熊毛郡種子島の方面の比較的原始的な住家の形式は、是を大隅の方の形式と比較すると、南島系のナカエの部分のみが住居として用ひられてゐるが故に是を假りにナカエ住居と稱して置く。種子島では庭の前と横に入口があつて、土間の奥の板間に竈があり、其の下手の庭に流しが取つてある

(第五圖參照)。肝屬郡では庭の前面に部屋又は板間を設け下手の方に入口を設けたものが多く見られる(第三圖參照)

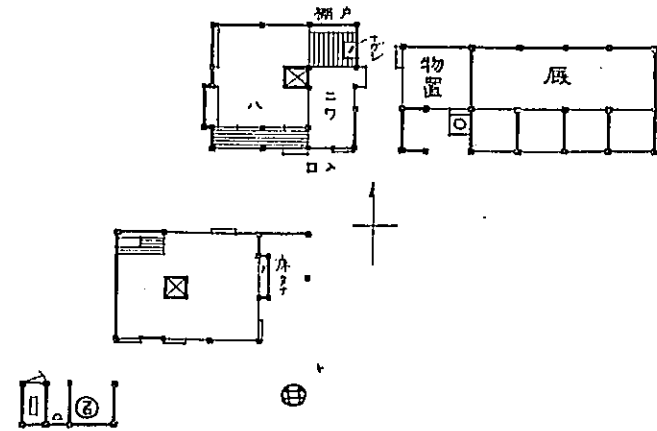
大隅の方ではナカエの部分に炊事場が設けてある事は前述の通りであるが、特に釜屋を離して風呂と共に小さな別棟に造られてゐるものがある。



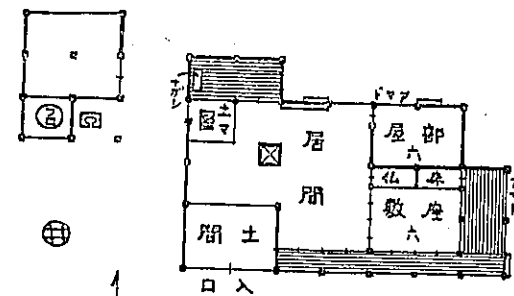
村長中東郡屬肝  
型整(三)



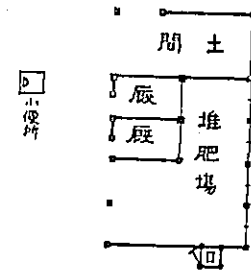
島子種郡毛熊  
型整(四)



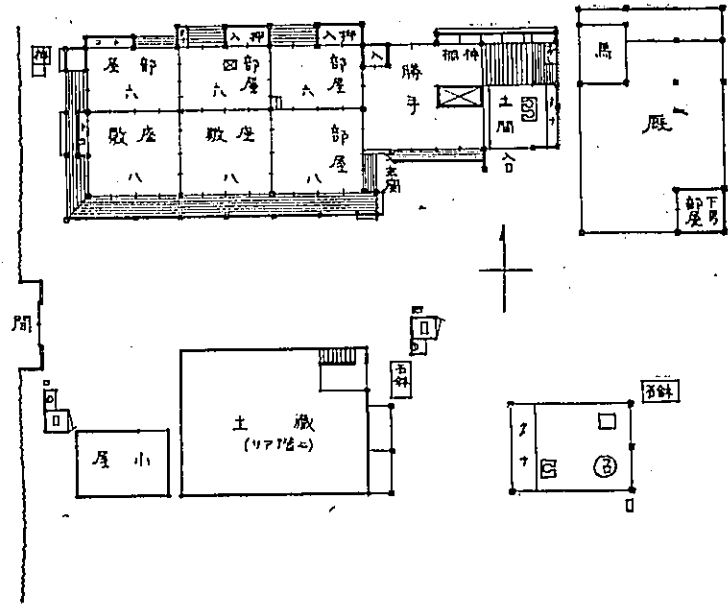
村長中四郡屬肝  
型原(一)



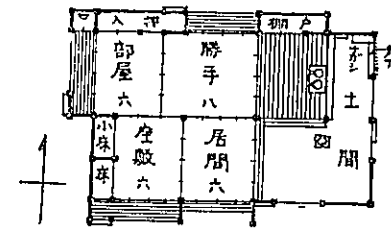
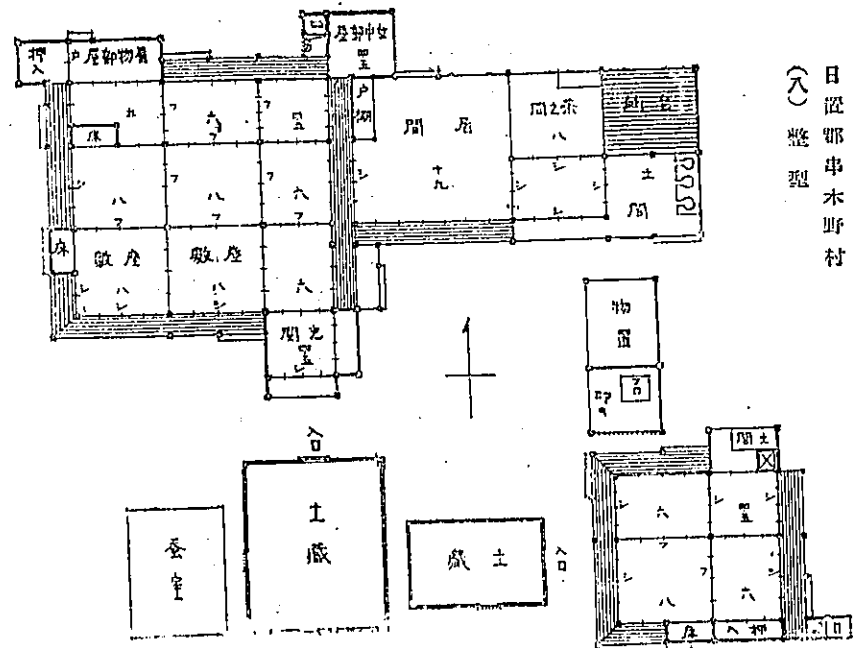
村長中四郡屬肝  
型原(二)



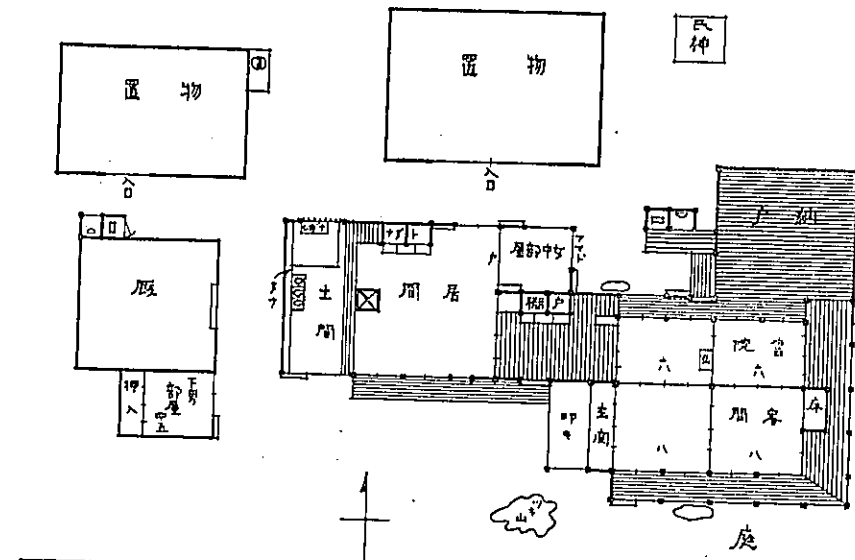
(七) 始良那浦生村  
整型



(八) 日從郡串木野村  
整型



鳥子種那毛熊  
型遊喰(五)



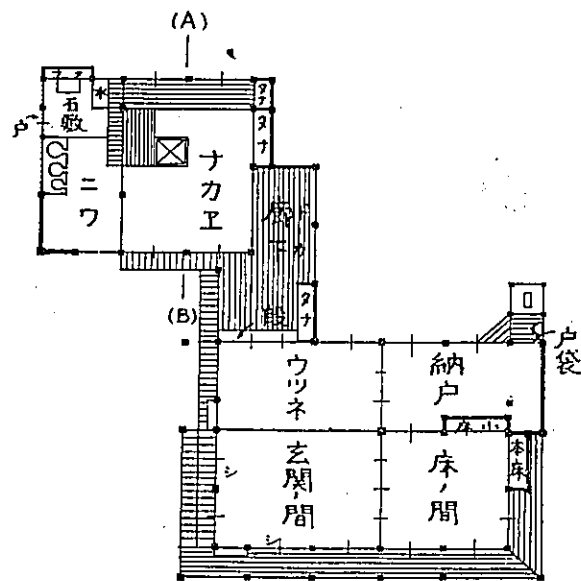
町作伊那日  
型整(六)



圖版說明

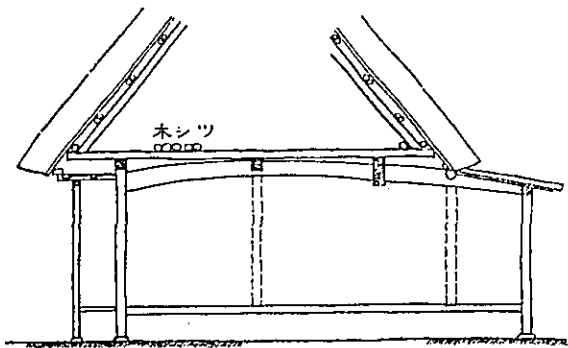
圖版第十九及第二〇上圖

鹿兒島縣日置郡伊作町山内時秀氏宅。此の家は整型四間取の座敷の棟とナカエの棟



と此の二棟の建物を廊下で結び付けたものであるが、座敷の棟がナカエの棟よりも前方に出て居て、ナカエがすつと後退して居る配置が、此の附近の特徴と見られる。玄關は取付の角の一室になつて居て、その前が二段の上り口になつて居る。座敷には濡椽の廻椽が付き床ノ間と稱する座敷に當る室には本床と小床の二つが隅に付いて居る。是等には書院作りの影響が多い様に思はれる。

圖版第十九の下圖は、玄關の間の部分を示す。上圖



(B)-(A) 面断

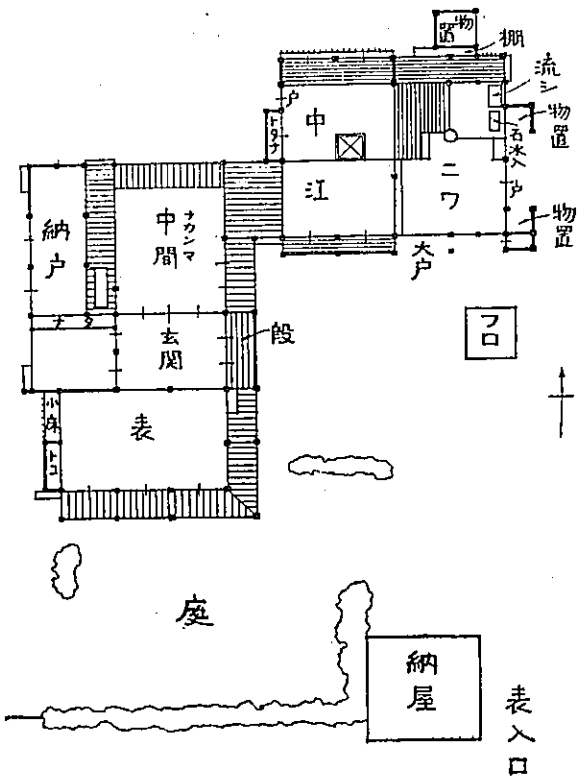
は玄關の前よりナカエの方を見たもの、圖版第二十の上圖はナカエの内部を示すもので、ユルリの向ふに石敷の洗場があるのは特徴がある、竈はその前のニワの側座に付けて並べて居る。間取圖に記入してある様に玄關の裏にツツネと云ふ室があるが、是は内の間の意味ではないかと思ふ。断面圖はナカエの部分を示すものであるが、梁が桁より前方に突き出ているのは此の地方の特色である。梁の上には五本のツツ木を渡し、この上に物を置く。ツツと謂ふ名稱は本州の中部地方にも多く用ひられ、九州にも廣く

用ひられて居るもので、屋根裏を一般にツツと云ふ事であれば、又梁の一部に數本の丸太を渡して此の上に物を乾燥させる爲めに置く、此の丸太の事をツツ木と云ふ場合もある。

圖版第二十下圖

鹿兒島縣日置郡伊作町、山内

永之助氏宅。此の家の間取は前同様南島系に屬する二棟を結び付けたもので、前圖と同様座敷の方の棟が前方に出て居るが間取は不規則で表の間が前方に取つて居るのは熊本縣球磨郡附近の併列曲折との關係を示して居る。圖版はニワの奥の流しの附近を示すものであるが、右前に石の水入があり、その左隣に立流しが見える。床は石敷になつて居る、是は上圖も同様であるが此の様な形式の家では石敷の床が多い。

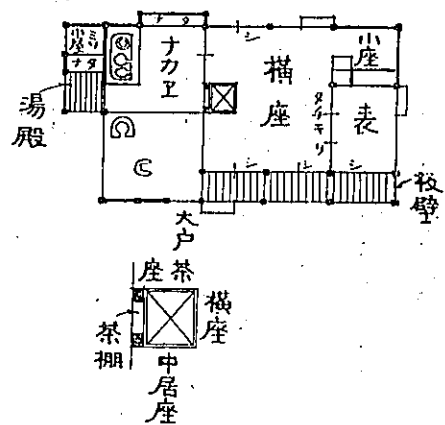


圖版第二十一及第二十二

鹿兒島縣肝屬郡小根古村字丸峰、西源助氏宅。此の家は縣下の概觀の第二圖と同じく三

室の原型に近い住家で、中央の横座は居室と寢床に當て此處にユルリが切つて居る。其の下手のナカエは炊事と食事をする場所で、此處に竈が設けて居る。其の外側に味噌部屋と、筥の床の湯殿がある。

本縣の概觀でも述べた様に、肝屬郡には三室の原型の間取が多く見られるが、是れは古い間取であつて田字型に切つた整形のものは可なり新らしいものである。此の様にナカエ一棟に住む此の地方の形式は前節にナカエ住



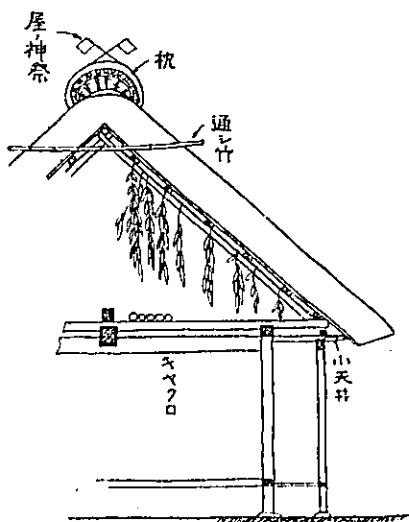
ひと稱したものである。

断面図を見るに、先づ小屋の構造は梁が桁より三尺前方に突出してゐて椽側から屋根裏が見える。屋根裏は、此の地方の主要なる生産物の煙草の葉を乾燥する爲に用ひてゐる。合掌を交叉して棟木を支え、其の下に通し竹が屋根の前後に貫通してゐる。是は大風の時繩をかける爲に用ひるものである。棟は十数本の竹で押へ、是に數ヶ所の枕が置いてある。この枕の下には棕櫚の繩で竹を締めてある。

地方で指物と稱して居るものに相當して居る。此のキヤクロの中央に大きな梁を組んである。斯様に二重の梁を用ひる構造を二重造りと云ふ。是は此の地方の特色で、九州の北部は多く一重の梁になつて居る點が異つて居る。

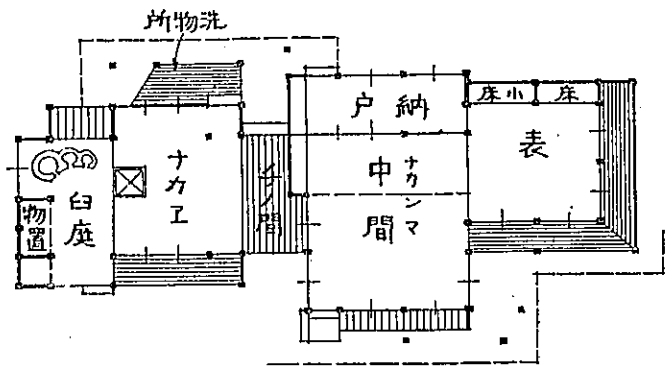
圖版第二十一は前面をや、横の方から眺めたもの、屋根は四注で煙出しの穴もない。棟の下の所に二箇所に通し竹の端が見えてゐる。

圖版第二十二上圖は湯殿の筧の所を見たものである。此の地方には必ず此の様な差掛屋根の付いた筧があつて、炊事の流しを兼ねてゐる。下には水溜もなく床下に流し放しにしたものが多い。同下圖は牛舎の一部で飼料の舟を支える爲に曲木を使用してゐる。



圖版第二十三及第二十四 鹿兒島縣肝屬郡西申良村、中村武二氏宅

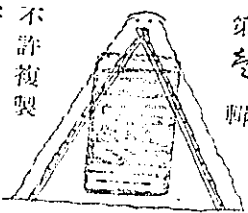
此の家は南島系に屬する構造で、表と中間の棟とナカエの棟とをテノマで結びつけたものであるが、表の間の棟は薩摩に見られる様に規則正しい整形の間取を示さず、比較的不規則な形をしてゐる。圖版第二十三の上圖は表の間の前面から、下圖はナカエの前面から見たもので、向ふにテノマの大きな樋が見える。圖版第二十四はナカエの内部を示したもので、前面の板壁の上に見える大きな丸太は谷樋の下端が見えてゐるので、是は丸太を刳つて作つてある。ナカエの上の棟は二重造りになつてゐる上、小屋梁は柱よりも外に突き出てる事は他の例と同じである。ナカエにはユルリがあり、自在鍵が吊してある。障子の外には筧があつて上に庇がかかつてゐる。此處を洗物處(アレイモンドコロ)と云つてゐる。ナカエの土間を白庭と云ひ、此處に竈が取つてある。屋根裏をツシと云ふ。



聚樂社叢書之内

日本農民建築

第壹輯



不許複製  
著作權之檢証

定價金參圓五拾錢

昭和九年五月二十二日印刷  
昭和九年五月二十八日發行

著作者 石原憲治

發行者 秋葉啓

印刷者 カラヒヤ 大江恒吉

發行所 聚樂社

東京市本郷區根津須賀町七  
振替東京七九七六  
電話下谷八三二五

